

令和6年
(2024年)

4/1
月
から

公共下水道使用料を改定します

消費税による改定を除き、平成9年以来、26年ぶりに下水道使用料改定を実施させていただきます。

下水道使用料改定の背景

■ 施設の老朽化

下水道は健全な衛生環境の実現と水害の防除、公共用水域の水質保全という3つの機能を有する公共性の高い都市基盤です。牛久市では昭和51年から整備に着手していますが、10年後には半分以上の污水管で40年以上経過することから、計画的な改築更新が必要となります。

■ 財源不足

下水道事業は、事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって継続していく独立採算制の原則に従い経営されるべきとなっています。現行の使用料体系で今後経営を続けた場合、使用料算定期間である令和6年度から令和10年度の5年間で、約11億6,600万円が不足する結果となります。

改定に
至るまでの
経緯

上記のような状況から、牛久市下水道事業審議会を立ち上げ、「適正な下水道使用料について」を約1年間、全8回の検討・審議を行いました。

牛久市下水道事業審議会からの答申を受け、「牛久市下水道条例の一部を改正する条例について」を令和5年度第2回市議会定例会に上程しましたが、議案の可否に至らず継続審査となりました。その後、継続審査を経て令和5年8月23日に行われた令和5年第3回牛久市議会臨時会にて、原案可決されました。

改定後の下水道使用料金について

料金改定表(税抜)

(1カ月あたり)

区分	水量	改定前	改定後	改定額
基本料金	～ 10m ³	1,000円	1,300円	+300円
超過料金 (1m ³ につき)	10超～20m ³	100円	127円	+27円
	20超～30m ³		140円	+40円
	30超～50m ³	120円	153円	+33円
	50超～100m ³	140円	166円	+26円
	100超～200m ³	160円	181円	+21円
	200超～		196円	+36円

下水道使用料金表の単価と排水量を基に、下水道使用料を計算します。

計算例

1か月の排水量が24m³の場合

①基本料金	1,300円
②超過料金	
(10m ³ 超～20m ³)	
127円×10m ³ =	1,270円
(20m ³ 超～24m ³)	
140円×4m ³ =	560円
計①+②=	3,130円

※別途消費税がかかります。

～ 使用料改定の必要性をご理解ください ～

下水道を使用される皆さまにはご負担をおかけすることとなりますが、健全な事業運営および長期的に安定した下水道サービスを提供するため、必要な使用料のご負担について、ご理解とご協力をお願いします。

※公共下水道を使用されている方のみで、浄化槽または汲み取りを利用されている方には影響ありません。

【問い合わせ】 下水道課 ☎内線2541～2544

(受付:午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日除く)

詳しくは市ホームページをご確認ください ▶

牛久 下水道使用料改定 🔍

